

令和3年4月1日

本学教職員・学生 各位

教務委員会

令和3年度の授業実施方針について

授業は原則「対面」で実施しますが、授業の実施や授業の方法については、以下のとおりとします。

1. 教職員ならびに学生が感染者になった場合

- ・ 当該感染者が、感染確認の直前に校舎を利用していた場合、保健所の指示に従い閉校舎とする。閉校舎の期間中、遠隔も含め授業は実施しない。
- ・ 当該感染者が、感染確認の直前に校舎を利用していない場合、対面授業を継続する。

2. 教職員ならびに学生が濃厚接触者になった場合

- ・ 当該濃厚接触者の保健所等によるPCR検査結果が「陽性」の場合、保健所の指示に従う。閉校舎の場合、閉校舎の期間中、遠隔も含め授業は実施しない。
- ・ 当該濃厚接触者の保健所等によるPCR検査結果が「陰性」の場合、対面授業を継続する。

※ 感染の有無の検査結果が出るまで、当該濃厚接触者の校舎利用を禁止する。

※ 濃厚接触者への授業の提供方法は当該濃厚接触者へ追って連絡する。

3. 国や県の感染状況による場合

- ・ 国が山形県を対象地域として「緊急事態宣言」を発令したとき、又は山形県がそれに類する判断（県の注意・警戒レベルが「レベル5」など）をしたときは、授業の実施方法について緊急問題対策委員会が検討する。

※ 対面授業から遠隔授業に移行する場合は、1週間程度の準備期間を設ける。

※ 隣県等が「緊急事態宣言」の対象地域となったときは、一部の授業を遠隔で実施することを検討する。

4. 遠隔授業について

- ・ 遠隔授業は原則リアルタイムで実施する。
- ・ 特別な事情により対面授業が実施できない場合は、遠隔授業を実施することもある。
- ・ 感染拡大の恐れが低いと考えられる場合には、可能な限り対面授業の再開を検討する。

5. 教職員ならびに学生の行動について

- ・ 授業や日常等における対策については、『**新型コロナウイルス感染拡大防止の下で「対面授業」を継続するために**』に則る。
- ・ 緊急事態宣言が発令されている地域や、感染が拡大している地域から戻った後でも、一律に授業の休講や欠席を求めないが、いつも以上に体調の変化や自身の行動等を意識する。